



令和3年度(令和4年度採用)清須市職員採用候補者試験案内

令和3年度(令和4年度採用)の清須市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

職種、人員、受験資格及び試験期日

職種	採用予定人員	受験資格	第1次試験日
事務職	2名程度	平成5年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方	7月11日(日)
事務職(障害者対象)	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	
事務職(建築)	1名程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、建築課程を専攻し、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方	
保育士及び幼稚園教諭	9名程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有するか来春取得見込みの方	

※短大には、学校教育法による専修学校専門課程のうち、修学年限が2年以上かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けているものを含みます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日が変更となる場合があります。

受付期間 6月1日(火)～15日(火)

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く。)

申込方法 申込書、履歴書などの申込書類を持参又は郵送により提出してください。

※6月15日(火)午後5時15分必着

※申込書、履歴書などは、市指定の用紙を使用してください。

試験案内、申込書、履歴書などは、人事秘書課(北館3階)で直接受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

試験内容

職種	試験内容
事務職	教養試験、論文試験及び適性検査
事務職(障害者対象)	教養試験及び論文試験
事務職(建築)	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査
保育士及び幼稚園教諭	

※第1次試験合格者は、後日、面接、実技等の試験を行います。

■申込・問合せ

清須市役所企画部
人事秘書課(北館3階)
〒452-8569
清須市須ヶ口1238番地
☎052-400-2911
(内線3050・3012)

イベント等の中止のお知らせ

次の日程で開催を予定していましたイベント等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民及び関係者の皆さまの安全を考慮し、**中止**することを決定しました。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

イベント等名	日程	担当課
織田信長公顕彰祭	6月 2日(水)	産業課(南館3階)
尾張西枇杷島まつり	6月 5日(土)・6日(日)	
市水防訓練	6月13日(日)	危機管理課(北館3階)
みずとびあ庄内朝市	6月20日(日)	都市計画課(南館2階)
清洲・新川地区 子ども会球技大会	6月20日(日)	スポーツ課(南館1階)
西枇杷島・春日地区 子ども会球技大会	6月27日(日)	
子ども会球技大会(市大会)	7月 4日(日)	

清須げんき商品券の 販売が始まります



新型コロナウイルス感染症の影響で停滞する地域経済の活性化を図るため、昨年度に引き続き、プレミアム率30%の「清須げんき商品券」を販売します。(発行総数:60,000冊)

利用できる期間	6月1日(火)～12月31日(金) ※新型コロナウイルス感染症予防のため、店舗の混雑回避にご協力をお願いします。
利用できる店舗	商品券ご購入の際に、購入窓口で取扱店舗一覧をお渡しします。 ※市ホームページで同一覧を公開しています。
	一部の店舗で、1度につき1,000円以上の商品券を利用された方へ特典をご用意いただいています。 ご利用は 店舗ののぼり旗のあるお店！ ※特典の内容は、取扱店舗一覧をご覧ください。
本商品券が利用できない商品・サービスなど	①不動産 ②金融商品 ③たばこ ④商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑥国税、地方税、使用料等の公租公課



第1次販売について

内容	方法		期間
販売	●広報清須今月号に同封した「購入引換券」を持参の上、下記の販売場所でご購入いただけます。 ●6月上旬は、購入窓口の混雑が予想されます。商品券は、全世帯相当分をご用意していますので、慌てずにご購入いただき、窓口混雑に伴う感染リスクの低減にご協力をお願いします。 ●購入上限は、1世帯当たり2冊までです。 1冊:販売額(5,000円) 券面額(6,500円)		6月1日(火)～30日(水)
	平日	販売場所	市内の郵便局(8局) ①枇杷島郵便局 ②枇杷島大和郵便局 ③二ツ杵駅前郵便局 ④須ヶ口郵便局 ⑤尾張新川郵便局 ⑥清洲丸之内郵便局 ⑦清洲郵便局 ⑧春日郵便局
		販売時間	午前9時～午後5時 ※郵便局の都合により、窓口時間が変更される場合があります。
	休日	販売日	6月5日(土)・6日(日)のみ
		販売場所	市役所 南館1階
		販売時間	午前9時～午後5時

第2次販売について

第1次販売の売残冊数を活用し、事前申込制による第2次販売を行います。

概要

購入 できる方	下記の申込方法で期間内に申込手続をされた方 ※令和3年6月30日時点で満18歳以上の清須市在住者(18歳以上の家族全員申込も可能) ※第2次販売での購入上限冊数は、「第1次販売での売残冊数」及び「申込者数」に応じて決定します。 7月中旬まで、電話等でのお問合せにも対応できかねますので、ご了承ください。
留意点	申込者数が第1次販売の売残冊数を上回った場合、抽選とさせていただきます。 その場合の抽選結果は、往復はがきの返信面に記載して通知します。

内容	方法	期間					
申込	往復はがきへ必要事項を全て記載(下記の往復はがきの書き方を参照してください。)の上、郵送により市役所産業課へお申し込みください。 次のような申込は無効となりますので、ご注意ください。 ①記載事項に不足がある場合や7月以降の消印のもの ②18歳未満(令和3年6月30日時点)の場合 ③清須市在住者ではない場合 ④重複して申し込まれた場合(重複分を無効とします。) ⑤返信はがきの切手額が不足している場合 ⑥普通はがきを2枚つなげたはがきで申し込まれた場合	6月1日(火) ～30日(水) 【消印有効】					
販売	7月中旬までに、申込者に対して購入上限冊数などを記載した購入引換券(往復はがきの返信面)を一斉に発送します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">平日</td><td>販売場所</td><td>清須市内の郵便局(8局)</td></tr> <tr> <td>販売時間</td><td>午前9時～午後5時 ※郵便局の都合により、窓口時間が変更される場合があります。</td></tr> </table>	平日	販売場所	清須市内の郵便局(8局)	販売時間	午前9時～午後5時 ※郵便局の都合により、窓口時間が変更される場合があります。	7月中旬～ 8月31日(火)
平日	販売場所		清須市内の郵便局(8局)				
	販売時間	午前9時～午後5時 ※郵便局の都合により、窓口時間が変更される場合があります。					

▶ 往復はがきの書き方

< 往復の宛名面 >	<< 返信の文面 >>	<< 返信の宛名面 >>	< 往復の文面 >
 4528569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 産業課 行	※何も書かないでください	 あなたのお名前 あなたのご住所	① 郵便番号 ② 住所 ③ 氏名 ④ 年齢 ⑤ 電話番号

■問合せ 産業課(南館3階)

市商工会主催 げんき商品券利用促進キャンペーン

市商工会では、げんき商品券事業に合わせて、キャンペーン参加店舗で商品券を利用された方に素敵な賞品が当たる利用促進キャンペーンを7月から開始します。
お得な商品券を商工会員のキャンペーン参加店舗で使って、さらにプレゼントをゲットしましょう！

詳しくは、広報清須7月号折込チラシをご覧ください。

■問合せ 市商工会 ☎052-400-3008





6月10日(木) 五条川斎苑の供用を開始します



今年3月に竣工した「五条川斎苑」の供用が**6月10日(木)**から開始されます。

五条川斎苑は、会葬者の気持ちに配慮した専用の告別収骨室を設けており、待合室から四季の庭の景色を臨むことができ、自然の光が差し込む空間の中で、厳かに故人と最期のお別れを行うことができる施設となっています。

火葬炉については、最新の設備を導入し、無煙・無臭・無公害化を図り、環境対策に万全を期しております。

▼施設概要

名 称	五条川斎苑	所 在 地	春日杵前60番地
敷地面積	15,524.54㎡	延床面積	3,087.10㎡
火葬炉数	人体炉6基、動物炉1基		

▼使用料

区分	管内(清須・あま市民)	管外(左記以外)
大人(12歳以上)	8,000円	75,000円
小人(12歳未満)	4,000円	40,000円
死産児	2,000円	20,000円
身体の一部等	2,000円	20,000円
動物	1,000円	10,000円

内覧会を開催します

と き 6月6日(日) 午前9時～午後4時

と ころ 五条川斎苑(春日杵前60番地)

その他 事前申込は不要です。各自ご都合の良い時間帯に、直接、五条川斎苑までお越しください。

※斎苑北側の出入口から奥に進むと駐車場があります。

※現地では、マスクのご着用、検温等にご協力ください。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大状況次第では、皆さまの安全を第一に考え、内容を変更させていただく場合があります。



ホール



四季の庭



待合ホール



待合室

※休業日などの利用案内の詳細は、五条広域事務組合ホームページでご確認ください。

■問合せ 五条広域事務組合 ☎052-401-1181



愛知万博
メモリアル

第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 清須市代表選手候補募集 !!

12月4日(土)に開催される「第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会～愛知駅伝～」の清須市代表選手候補を次のとおり募集します。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

募集内容	小学生(男・女) / 中学生(男・女) / ジュニア[高校生](男・女) / 一般(男・女) / 40歳以上(男女不問)
応募資格	市内にお住まいの方 (県内の小・中・高校生は、保護者の居住地が市内であること。)
申込期限	6月18日(金)

■申込・問合せ スポーツ課(南館1階)

便利なコンビニ交付をご利用ください

清須市では、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)で、住民票の写しなどを取得することができる証明書発行サービスを行っています。

土・日曜日、夜間(午後11時まで)など、市役所の閉庁時でも証明書を取得することができ、新型コロナウイルス感染症予防のため、市民課窓口での混雑を避けることもできます。

証明書のコンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

なお、ご利用には、**マイナンバーカードが必要**となります。詳しくは、市民課までお尋ねください。

■問合せ 市民課(北館1階)



市議会の議会構成

5月7日(金)、第2回臨時議会が開催され、正・副議長、監査委員等が選出されました。

◆議長 八木勝之



◆副議長 浅井泰三



◆監査委員 伊藤嘉起

◆議会運営委員会委員長 飛永勝次

◆常任委員会

○総務委員会委員長 下堂蘭穂

○福祉委員会委員長 高橋哲生

○建設文教委員会委員長 畠田雄二

■問合せ 議事調査課(南館4階)

6月議会定例会の日程

本会議・委員会は傍聴できます。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用など十分なお配慮をお願いします。

開会時間 午前9時30分から

開会日	会議等
6月1日(火)	本会議(行政報告・質疑、議案提案・説明)
3日(木)	本会議(一般質問)
4日(金)	本会議(一般質問)
11日(金)	本会議(議案質疑)
14日(月)	福祉委員会
15日(火)	建設文教委員会
16日(水)	総務委員会
22日(火)	本会議(委員長報告、討論、採決)

■問合せ 議事調査課(南館4階)

税だより

■問合せ 税務課(北館2階)

市県民税の納税通知書送付のお知らせ

市・県民税が課税となる方に6月上旬に納税通知書を発送します。

会社にお勤めの方については、お勤めの会社を通じて今年度の市・県民税の税額をお知らせします。

市・県民税の減免制度のお知らせ

次に該当する方は、課税された市・県民税が減免される場合があります。
対象となる方(申請に必要な書類等)

①前年中の総所得金額が210万円以下の方で、前年に比べ当該年中の総所得金額が2分の1以下に減少すると見込まれる方(令和3年中の収入が分かるもの・令和3年度納付書)

②前年中の総所得金額が210万円以下で、雇用保険を受給している方(雇用保険受給資格者証・令和3年度納付書)

③災害等により被害を受けた方(り災証明書、令和3年度納付書)

④生活保護法の規定により扶助を受けている方(保護開始決定通知書・令和3年度納付書)

⑤勤労学生である方(在学証明書・令和3年度納付書)

※分離課税(譲渡所得・退職所得等)にかかる税金は、減免の対象になりません。

※既に納付された市・県民税について

では、減免の対象になりません。
※申請に必要な書類等は、該当する減免条件により異なります。

減免申請をする時期

各納期限の7日前(第1期分は6月23日(水)まで。)

受付場所 税務課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。)

65歳以上の公的年金受給者で市・県民税を納税されている方へ

65歳以上の方の公的年金所得に対する市・県民税の支払方法は、公的年金からの特別徴収(天引き)となっています。

このため、年金受給者が支払うべき市・県民税は、日本年金機構などの「年金保険者」が市へ直接納め、受給者には年金から税金を差引いた差額が支払われます。

対象となる方(次の全てを満たす方)

①令和3年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者

②市・県民税の納税義務者

③年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等受給者

対象となる税額

厚生年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額(税額は、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収)

実施時期

初めて特別徴収となる場合は、令和3年10月支給の年金から天引きされます。



保険年金課からのお知らせ

■問合せ 保険年金課（北館1階）

国民健康保険の各種判定

国民健康保険の制度は、市・県民税の所得情報に基づいて賦課及び区分判定を行っているため、世帯主を含む国民健康保険に加入する全ての方に所得申告をしていただく必要があります。（給与支払報告書、老齢年金支払報告書を提出されている方を除く。）

※市内外に関わらず同一世帯以外の方に扶養されている方も、所得申告が必要です。

※前年中に収入がなかった方又は障害年金・遺族年金・雇用保険などの非課税収入のみであった方についても申告が必要です。

※所得税の確定申告・年末調整で扶養している方と同一世帯の扶養されている方又は中学生以下の方は、所得申告は不要です。

※申告については、税務課（北館2階）にお尋ねください。

「所得申告をしていない場合」国民健康保険税

前年中（1月～12月）の所得申告に基づき賦課されるため、未申告の場合は所得不明と判定され、国民健康保険税軽減（7割5割2割判定が不可能となります）。

高額療養費所得区分判定

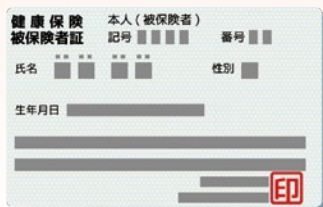
同一世帯内の世帯主及び国保加入者の方で、1人でも未申告の方がい

る場合は、上位所得者として判定されます。

高年齢受給者証 70～74歳の方が対象

所得申告がされていないと、高齢受給者証の一部負担金割合が判定できず、高齢受給者証の交付ができません。

国民健康保険の喪失手続はお済みですか



職場等の健康保険に加入した場合、国民健康保険を喪失する（やめる）手続は、自動的にには行われません。ご自身で喪失手続が必要です。

※異動のあった日から14日以内に届出が必要です。

手続ができる方

●本人又は同一世帯の家族（住民票が一緒の方に限る。）

●代理人（委任状と代理人の本人確認ができるものを持参）

●手続場所 保険年金課

●手続に必要なもの

新規加入された方全員の健康保険証（名前が記載されたもの）又は健康保険取得証明書、国民健康保険証、世

帯主及び国民健康保険を喪失する方全員のマイナンバー（個人番号）と来庁される方の身元確認書類（運転免許証等）

※職場などの健康保険資格取得日以降に、市の国民健康保険証で医療機関に受診した場合、国民健康保険が負担した医療費（7～9割）を返還していただく必要があります。

※窓口での手続が難しい場合、喪失手続を郵送により行うことができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



国民健康保険税の納税には、便利な「口座振替」をご利用ください。



国民健康保険税を納付書でお支払いされている方へお知らせです。安心確実、便利な「口座振替」をご利用

用いただきますと、保険税のお支払いに出向くわずらわしさがなくなり、お支払いのうっかり忘れや、納付書を紛失してしまう心配もなくなります。ぜひご利用ください。

※「随時分」・「過年度新規賦課分（過新分）」については、口座振替できません。

口座振替可能な金融機関

三菱UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、中京銀行、大垣共立銀行、名古屋銀行、中日信用金庫、いちい信用金庫、岐阜信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

※「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、市内の金融機関各支店等にありますが、その他の支店等に依頼する場合は、収納課又は保険年金課にて依頼書をお渡しします。ご記入押印の上、金融機関へ依頼してください。

※申込月の翌月末の納期分以降から開始となります。

※手続の時期によっては納税通知書へ反映されない場合があります。

福祉医療費受給者証更新手続きのお知らせ

障害者医療費受給者証・後期高齢者福祉医療費受給者証の有効期限が7月31日までの方につきましては、6月中旬に更新申請書を送付します。

寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、有効に使わせていただきます。
ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○株式会社東海理化 様
○東海理化サービス株式会社 様
紫外線除菌庫 10台



行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

防災・減災サポートコーナー

第3話：市から発令する避難情報（警戒レベル）の見直しについて

災害対策基本法等の改正（施行日：5月20日）により、避難情報発令基準の見直し等がありましたので、主な内容をご紹介します。

①警戒レベル5は、すでに災害が発生・切迫している状況です。

・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません！

①警戒レベル4は、避難指示に一本化されました。

・これまでの警戒レベル4の避難指示（緊急）と避難勧告が、避難指示に一本化されました。これからは、**警戒レベル4「避難指示」**で危険な場所から全員避難しましょう。

①警戒レベル3は、高齢者だけの情報ではありません。

・避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、**警戒レベル3「高齢者等避難」**で危険な場所から避難しましょう。
・高齢者等以外の方については、必要に応じて普段の行動を見合わせ、避難の準備をして自主的に避難するタイミングでもあります。

※なお、これらの新たな避難情報等に関するチラシを、広報清須7月号に折込し、全戸配布する予定です。詳細につきましては、チラシをご覧ください。

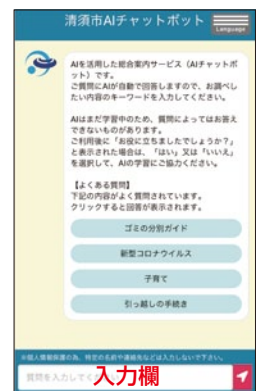
■問合せ 危機管理課（北館3階）

市役所への質問にAIチャットボットがお答えします

人工知能（AI）を活用した「AIチャットボット」で、皆さんの質問にお答えします。

AIチャットボットは、行政サービスの手続きや制度に関する質問について、文字によるチャット（会話）形式で回答します。24時間いつでもご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

利用方法	パソコンやスマートフォンから「AIチャットボット」へアクセスしていただき、聞きたい、知りたい情報を入力してください。 ※ごみの分別方法を知りたい場合は、「AIチャットボット」へアクセスしたときに表示される【よくある質問】の「ゴミの分別ガイド」をタップしてください。
アクセス方法	https://aichi.public-edia.com/webchat/city_kiyosu/を直接入力していただくか、右の二次元コードからアクセスしてください。 ※市ホームページのトップページ又は市LINE公式アカウントからもアクセスできます。
お願い	AIは学習中であるため、質問によってはお答えできないものがあります。ご利用の際に、「お役に立ちましたでしょうか？」と表示された場合は、「はい」又は「いいえ」を回答してください。回答していただくことで、AIが学習していきます。ご協力をお願いします。



■問合せ
人事秘書課（北館3階）



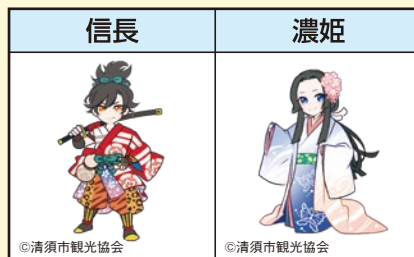
市観光協会キャラクターのご紹介

市観光協会では、かつて清洲城主であった若き日の織田信長公とその正室濃姫をイメージしたオリジナルキャラクターを制作しました。

キャラクターは、右図「信長」「濃姫」の2体で、ミニキャラを含め計30ポーズあります。

今後、市観光協会が行う各種情報発信事業、特産品のパッケージデザインなどで積極的に活用していく予定です。

なお、市観光協会会員の方は、事務局への事前届出にて、自社商品のパッケージデザイン等で本キャラクターを使用することができます。詳しくはお問い合わせください。



■問合せ 市観光協会事務局[産業課(南館3階)内]

市民協働だより

アダプト・プログラム団体のご紹介 (Vol.12)

今回、ご紹介するアダプト・プログラム団体は、秋篠の皆です。

団体名	秋篠の皆(篠田昌孝さん)	活動場所	国道302号 廻間交差点
ここで見られる主なお花	チューリップ(4月頃)、ポーチュラカ、日々草など(7月頃)、パンジー、ノースポール(12月～3月頃)		



交通量が多い国道302号線で季節に応じたきれいな花を咲かせ、ひととき華やかさを放っている交差点が団体の活動場所です。

花の植栽や清掃活動をすることで、「この交差点での事故が発生しない。」「清須市へお越しいただいたことを歓迎することにつながる。」との想いからアダプト・プログラムを続けていると篠田さんは言われます。また、このような場所にしていくためには「根気が一番。」と水やりに始まり、咲き終わった花の除去などいろいろな作業をこなされています。

さらに、平成30年8月には、これまでの活動に対して、国土交通省中部整備局名古屋国道事務所から感謝状が贈られている団体でもあります。

このような美化活動(清須市アダプト・プログラム)を行いたいと思われる方はご連絡ください。

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

3月に市国際交流協会が主催した、日本語ひろばの「やさしい日本語」きよす防災編」に参加しました。「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えて、相手に分かりやすいように配慮した日本語のことです。清須市に暮らす外国人は、1792人(令和3年5月時点)であり、災害時、外国人に最初に立ち回らなければならないのは、「言葉の壁」です。避難所等では、言葉の壁を解決する支援が必要になります。多言語(母語)での情報提供が一番ですが、在留外国人は多人数であり、限界があります。そんな時、多言語の一つとして、やさしい日本語を加えると安心されるそうです。言葉だけではなく、ピクトグラム(絵文字)やイラストなど、視覚で伝えることも有効です。

例として挙げられていたのは、「大津波警報が発令されました。住民の皆さんは、至急、高台に避難してください。」を、やさしい日本語では、「高いところへ逃げてください!」

1文を短くして、文の構造を簡単にし、難しい言葉を使わないことが大切です。これを聞いて、非常に分かりやすいと感じました。そして、子どもやお年寄り、障害のある方にも伝わりやすい言葉です。私たちは、平時から、地域の外国人を把握し、一緒に防災訓練をするなど、つながりを持つことが大切だと感じました。皆さんもぜひやさしい日本語を実践してみてください。



▶やさしい日本語の講義を受ける参加者の皆さん

市民記者がゆく! まちなかWatch 70
やさしい日本語
市民記者 蘭田幸子